

一般社団法人日本経営危機管理協会 賛助会員規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人日本経営危機管理協会（以下「当協会」という）が募集する賛助会員に関して必要な事項を定めるものである。

第2条（資格）

賛助会員の資格を有する者は、当協会の目的の主旨に賛同し、当協会の事業の円滑な実施を支援する個人または法人・団体とする。ただし、当協会の総会、その他の決議における議決権は有しないものとする。

第3条（入会および承認）

1. 賛助会員入会にあたっては、当協会の設立趣旨と活動に賛同のうえ、当協会の指定する方法で申込むものとする。
2. 当協会は、入会申込時に届出た内容に基づき、届出事項に虚偽のものがあつた場合や、入会申込者に公序良俗に反する行為があつた場合等、当協会が入会を不相当と判断した場合には入会申込を承認しないことがある。当協会は、個別の非承認に際し、その理由を示す必要がないものとする。入会申込時に会費を納入し、その後当協会が入会を承認しなかった場合、納入した会費は全額返金する。

第4条（会費）

1. 賛助会員は、年会費として、毎年以下の金額を支払うものとする。
 - ・法人会員 一口 10,000 円、一口以上
 - ・個人会員 一口 5,000 円、一口以上
2. 会費は、初年度は入会申し込み時に支払うこととし、次年度以降は事業年度の末日である3月31日までに、当協会の指定する方法で納入するものとする。
3. 年度の途中の入会者についても、当該年度の1年分の会費を納入するものとする。

第5条（会員資格および有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、入会承認日から起算し事業年度の末日までとする。
2. 前項に定める有効期間は、会員または当協会から特に申出がない限り、満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第6条（会費の払い戻し）

賛助会員が既に納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

第7条（会員特典）

賛助会員である旨を当協会ホームページに掲載する。（希望制）

第8条（会員情報等の取扱い）

1. 当協会は、当協会が保有する、賛助会員が入会申込時に届出た賛助会員に関する情報を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努める。
2. 当協会は、賛助会員情報を、賛助会員の同意を得ずに当協会の活動以外の目的に利用しないこととする。
3. 当協会は、前項のほか、以下の場合を除き賛助会員情報を第三者に提供しないものとする。
 - （1）あらかじめ当該会員情報にかかる賛助会員の同意が得られた場合
 - （2）法令により開示を求められた場合
 - （3）個別の賛助会員を識別できない状態で提供する場合
4. 当協会は、当協会による賛助会員資格の取り消しまたは賛助会員資格の喪失から1年間を経過したときは、会員情報を破棄できるものとする。

第9条（退会）

賛助会員が都合により退会する場合は、当協会に届出て、任意に退会できる。ただし、既に納入された会費の払い戻しは行わないものとする。

第10条（賛助会員資格の取消・喪失）

賛助会員資格の取り消し・喪失とする条項は以下の通りとし、これらの一つでも該当した場合は、当協会から事前に通知することなく、会員資格を取り消すことができるものとする。この場合、既に納入された会費については、その払い戻しを行わないものとする。

- （1）本規約の条項に違反した場合
- （2）賛助会員が入会の申込を行った場合、あるいは届出事項の変更を行った場合に虚偽の事項が記載されていたことが判明した場合
- （3）会費の納入がない場合
- （4）法令もしくは公序良俗に反した行為を行った場合
- （5）当協会の名誉もしくは賛助会員としての品位を損なう行為が認められた

場合

(6) その他、当協会が賛助会員として不相当と認める相当の事由が発生した場合

第11条（禁止事項）

賛助会員は、当協会の名を掲げた活動をするにあたり、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の賛助会員もしくは当協会のプライバシーを侵害する行為
- (2) 他の賛助会員もしくは当協会に損害を与える行為
- (3) 公序良俗に反する行為や犯罪的行為
- (4) 当協会の信用を毀損する行為
- (5) 当協会の承認を得ない営利目的の行為
- (6) その他、不適切と判断される行為

第12条（規約変更）

当協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

（附則）

1. 本賛助会員規約は、2019年3月1日から施行するものとする。